

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成31年2月28日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	越 智 妙 子
同	重 松 恵美子

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置

平成31年2月15日付け 八健推第1214号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

平成31年2月14日付け 八水経第685号

平成28年度定期監査（学校教育部）の結果に対する措置

平成31年2月12日付け 八教学学第277号

平成28年度定期監査（教育総務部）の結果に対する措置

平成31年2月22日付け 八教総人第1195号

平成28年度定期監査（人権文化ふれあい部）の結果に対する措置

平成31年2月15日付け 八人人第85号

平成29年度定期監査（危機管理課）の結果に対する措置

平成31年2月19日付け 八危第248号

平成29年度定期監査（選挙管理委員会事務局）の結果に対する措置

平成31年2月18日付け 八選管第563号

平成30年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

平成31年2月25日付け 八教総人第1202号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成28年度実施教育総務部定期監査の結果に対する措置等の内容  
教育政策課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H29.6.22 までの取組等の内容
<p>1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について (2) 行政財産の目的外使用は、本来の用途や目的を妨げない限度において特例的に行政上の許可処分として使用を認めているものである。前年度の許可を更新する場合において、申請書の提出がないものについて許可しているものや許可条件の内容が確認できないもの、許可書において許可物件の表示に誤りがあるもの等が多数見受けられた。行政財産の目的外使用許可に当たっては、行政処分の重要性に鑑み、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成30年3月30日)</p> <p>前年度の許可を更新する場合にあっても、許可書に許可条件の内容を記載するよう改めました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>課内会議において指摘事項について周知し、平成 29 年度分の目的外使用許可の更新時から、申請書提出の有無や許可書における許可物件の表示の確認等をチェック表を用いて行うよう改めました。 また、更新許可書において許可条件の内容が確認できないものについては、許可初年度の許可書における許可条件の内容の確認作業をしています。</p>
<p>3 校舎耐震補強工事等に係る水道料金等の徴収事務について 施工業者が工事期間中に工事用水として学校園の既存水道設備を有償で利用した場合の徴収額について、水道料金の算定において従量料金の単価が使用水量が多くなるほど高くなること等を考慮していないことやメーターの口径が誤っていることから、より適切な算定方法を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成30年4月1日)</p> <p>工事等に係る水道料金等の徴収額の算定については、水道料金の従量料金の単価の区分等を考慮して行うよう改めました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>平成 29 年 3 月請求分から、施工業者が利用した学校園の既存水道設備のメーターの口径に応じた水道料金に基づいて算定するよう改めました。 また、平成 29 年度中に、水道料金の従量料金の単価を考慮した算定方法に改める予定です。</p>

<p>5 契約事務について (2) 随意契約による業務委託契約の締結について、伺書に記載された理由をもって競争入札に適さないとは言い難いものが見受けられたので、今後の契約方法の見直し等を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成30年5月31日)</p> <p>契約方法の見直しについて検討し、随意契約により締結していた業務委託契約の一部を競争入札に付しました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>契約方法の見直し等について、平成 30 年度に向けて検討してまいります。</p>
--	--	---

文化財課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等	H29.6.22 までの取組等の内容
<p>4 備品について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、埋蔵文化財調査センターの市備品シールが貼付されていなかったため、備品全般について現品との照合確認を行い、市備品シールを貼付すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1. 措置済(平成30年6月8日)</p> <p>庁外の施設に保管する備品についても、現品と備品台帳との照合確認を行い、市備品シールの貼付を完了しました。</p>	<p>措置状況</p> <p>2. 措置予定</p> <p>備品について、現品と備品台帳との照合確認を行い、課内の備品についてはシールの貼付を終え、庁外の施設においては、現品との照合を完了しました。</p> <p>庁外の施設には 295 点の備品があり、備品シールの貼付については平成 29 年 10 月までに完了する予定です。</p>